

居宅介護 重度訪問介護事業所の運営規程

株式会社 康生会

この規程は株式会社康生会が開設する指定居宅介護、指定重度訪問介護「三愛の里訪問介護事業所」の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第1条 株式会社康生会が運営する「三愛の里訪問介護事業所」(以下「事業所」という)が行う指定訪居宅介護、指定重度訪問介護の事業(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が身体障害者等に対して、適正な指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(居宅介護、重度訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等のサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第171号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 居宅介護 重度訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によって行うものとする。また第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 三愛の里 訪問介護事業所
- (2) 所在地 亀岡市千歳町千歳白髭17番地 グループホーム三愛の里併設

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定居宅介護、指定重度訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

但し、グループホーム三愛の里の管理者の業務や介護業務と兼務することが出来るものとする。

(2) サービス提供責任者 3名

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 介護員(常勤 5名、非常勤 6名)

従業者は、居宅介護、重度訪問介護等の計画に基づき居宅介護、重度訪問介護等の提供に当たる。

- ・居宅介護計画の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

但し、業務の状況により、増員することが出来るものとする。グループホーム三愛の里の管理者、サービス提供責任者、介護員と兼務することが出来るものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日。

但し、事業所が予定する日に休業日を設置することが出来るものとする。また営業日以外でも希望があれば考慮する。

サービス提供時間

午前8時から午後7時まで

(2) 事務所営業時間

午前8時半から午後5時半

(居宅介護の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1)居宅介護等の計画の作成

(2)身体介護に関する内容

- ア 食事の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助
- キ その他必要な身体の介護

(3)家事援助に関する内容

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(4)重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(5)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(4)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(指定居宅介護、指定重度訪問介護の利用料等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から法第 29 条第 3 項又は法第 30 条第 2 項の規定により算定された介護給付費若しくは特例介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

5 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から法第 29 条第 3 項又は法第 30 条第 2 項の規定により算定された介護給付費若しくは特例介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

6 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

7 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

8 利用者様の都合により急なキャンセルの場合は(サービスを中止する場合は)次のキャンセル料をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。

利用日の前々日 無 料

〃 前日 1000 円

〃 当日 1500 円

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法第 17 条の 10 第 1 項に規定する指定施設支援、又は知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額、身体障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第 17 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる額(同法第 17 条の 13 の 2 の規定の適用がある場合にあっては、同法第 17 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第 15 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる額(同法第 15 条の 14 の 2 の規定の適用がある場合にあっては、同法第 15 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者自立支援法施行令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は同令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は亀岡市、南丹市八木町とする。また通常の実施地域を超える場合はサービスが出来ません。

(緊急時等及び事故発生時における対応方法)

第12条 訪問介護員等は、指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供を行なっている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供により、事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対して指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。
- 4 事故を未然に防ぐための打ち合わせ、危険箇所の確認をサービスごとに行なう。
- 5 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(苦情処理)

第13条 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により京都府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は京都府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は京都府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
 - 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲示)

- 第17条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。
- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

- 第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 本事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 1年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との契約の内容とする。

4 事業者は、指定居宅介護、指定重度訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。

附則この規程は平成21年 5月 1日から施行する。

改訂	平成22年 4月	1日から施行する。
改訂	平成25年 4月	1日から施行する。
改訂	平成25年 8月	20日から施行する。
改訂	平成26年 2月	1日から施行する。
改訂	平成28年 4月	1日から施行する。
改訂	平成29年 4月	1日から施行する。
改訂	平成30年 4月	1日から施行する。
改訂	平成31年 4月	1日から施行する。
改訂	令和 2年 4月	1日から施行する。
改訂	令和 3年 4月	1日から施行する。
改訂	令和 4年 4月	1日から施行する。
改訂	令和 5年 4月	1日から施行する。
改訂	令和 5年10月	1日から施行する。
改訂	令和 6年 4月	1日から施行する。
改訂	令和 7年 4月	1日から施行する。
改訂	令和 7年 8月	1日から施行する。